



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年12月13日火曜日 第1719号

### ◇ 目 次 ◇

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....	1243
愛媛県国土調査補助金交付規程の一部改正.....	1246
土地改良事業の計画の変更の認可.....	1247
市営土地改良事業の施行の同意.....	1247
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1247
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	1247
解除予定保安林.....	1248
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1248
公共測量の終了の通知.....	1248
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	1248
道路の供用開始（"）.....	1248
道路の区域変更（県道大島環状線）.....	1248
道路の供用開始（"）.....	1249
道路の区域変更（県道大下白濁線）.....	1249
道路の供用開始（"）.....	1249
道路の供用開始（県道松山北条線）.....	1249
道路の供用開始（県道松山東部環状線）.....	1250
道路の供用開始（一般国道441号）.....	1250

### 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....1250

### 告 示

#### ○愛媛県告示第2148号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行する。

改正後の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の規定は、平成18年度以後の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、平成17年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

第3条第2項ただし書中「第2号から第4号」を「第3号から第5号」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を削り、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（申請者が個人である場合に限る。）

第3条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 競争入札に参加を希望する営業種別の詳細（様式第3

号）

第4条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第6条中「資格を有すると認められた営業種別に係る事業」を「事業の全部若しくは一部」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条後段を削り、同条第3号中「代表者の」の下に「職名及び」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 競争入札に参加を希望する営業種別又は営業種目若しくは主な取扱品目

第6条に次の1項を加える。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第3条第2項第2号、第4号及び第6号に掲げる書類を添付しなければならない。

様式第1号中「代表者の」の下に「職名及び」を加える。

様式第2号（表）中

「	
(表)	
営業経歴書	
」	
を	
「	
営業経歴書	
」	

に、

⑦ 年間平均生産高又は年平均販売高	直前第2年度決算		直前第1年度決算		年間平均実績高 A+B+C+D 2 千円
	年月から 年月まで	年月から 年月まで	年月から 年月まで	年月から 年月まで	
	A 千円	B 千円	C 千円	D 千円	

を

⑦ 年間平均生産高又は年平均販売高	直前第2年度決算		直前第1年度決算		年間平均実績高 A+B+C+D 2 千円
	年月から 年月まで	年月から 年月まで	年月から 年月まで	年月から 年月まで	
	A 千円	B 千円	C 千円	D 千円	
⑧ 流動比率	流動資産の額	(A) 千円	流動負債の額	(B) 千円	(A) / (B) × 100 . % (小数点第2位切捨て)
	千円	千円	千円	千円	千円
⑨ 設備	機械装置	車両運搬具	工具・器具	計	
	千円	千円	千円	千円	
⑩ 申請者区分	法人・個人の別		法人	個人	
	県内・県外の別(本店所在地)		県内	県外	
	中小企業又は大企業の別		中小企業	大企業	

に改め、同様式に注として次のように加える。

注1 のある欄は、該当する にレ印を付すこと。

2 中小企業又は大企業の別の欄は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者にあつては中小企業の に、それ以外の者にあつては大企業の にレ印を付すこと。

様式第2号（裏）を削る。

様式第4号中 「住所（法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）」

「郵便番号

住所（法人にあつては、主たる に改め、「代表者の」の

事務所又は事業所の所在地) 」

下に「職名及び」を加え、

変 更 内 容	変 更 前		を
	変 更 後		

変 更 内 容	変 更 事 項		に
	変 更 前		
	変 更 後		

改め、

理 由		を
--------	--	---

削り、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中

「商号又は名称」を「商号又は名称」に改め、「資格を有す  
氏名」を「職名及び氏名」

と認められた営業種別に係る事業」を「事業の全部若しく  
は一部」に、「有( )」を「有」に改め、「代表者  
の」の下に「職名及び」を加え、

「(4) 個人にあっては、その者の氏名」を

「(4) 個人にあっては、その者の氏名

(5) 競争入札に参加を希望する営業種別又は営業種目若し

に改め、同様式を様式第4号とする  
くは主な取扱品目」

。様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第3条、第6条関係） 競争入札に参加を希望する営業種別の詳細

競争入札に参加を希望する営業種別の詳細				
営業種別		営業種目		左記の主な取扱品目
~~~~~				

注 営業種別分類表によること。

○愛媛県告示第2149号

愛媛県国土調査補助金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第970号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定（「国土調査の内容を変更しようとするとき、」を削る部分及び「経費」の下に「の配分」を加える部分に限る。）、「第5条を削る改正規定、様式第2号の改正規定（「年度国土調査事業（土地分類調査）の（内容（及び経費の配分変更）中止（廃止）承認申請書」を「年度地籍調査事業の（経費の配分の変更）承認申請書」に、「事業の内容（及び経費の配分）」を「経費の配分」に改める部分（経費の配分に係る部分に限る。）に限る。）及び様式第3号を削る改正規定は、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県地籍調査費負担金交付規程様式第1号の規定の適用については、平成18年度分の負担金に限り、同様式3(1)中

「

県	負	担	金
---	---	---	---

」とあるのは、「

県	負	担	金
県	補	助	金

」とする。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

題名を次のように改める。

**愛媛県地籍調査費負担金交付規程**

第1条中「土地分類調査及び地籍調査（以下「国土調査」という。）を「地籍調査事業」に、「補助金」を「負担金」に改める。

第2条の見出し中「補助金交付」を「負担金の交付」に改め、同条中「補助金の」を「負担金の」に、「補助金交付申請書（別記様式第1号）」を「負担金交付申請書（様式第1号）」に改める。

第3条の見出し中「補助金交付」を「負担金の交付」に改め、同条第1項中「前条」を「前条」に、「すみやかに補助金」を「速やかに負担金」に改め、同条第2項中「補助金」を「負担金」に、「附する」を「付する」に改める。

第4条の見出し中「国土調査」を「経費の配分」に改め、同条第1項中「国土調査の内容を変更しようとするとき、」を削り、「国土調査に」を「地籍調査事業に」に改め、「経費」の下に「の配分」を加え、「国土調査を」を「地籍調査事業を」に改め、同条第2項中「別記様式第2号」を「様式第2号」に改める。

第5条を削る。

第6条第1項中「国土調査」を「地籍調査事業」に、「補助金」を「負担金」に、「別記様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「報告書」を「実績報告書」に、「補助金を交付する」を「負担金を交付する」に、同項ただし書中「必要」を「必要」に、「補助金」を「負担金」に改め、同条第3項中「補助金の」を「負担金の」に、「補助金請求書（別記様式第5号）」を「負担金請求書（様式第4号）」に、「別記様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「補助金」を「負担金」に改め、同条中

「補助金の交付」を「負担金の交付」に、「補助金の全部」を「負担金の全部」に改め、同条第2号中「補助金交付」を「負担金の交付」に改め、同条第3号中「国土調査」を「地籍調査事業」に改め、同条第4号中「補助金」を「負担金」に改め、同条を第6条とする。

様式第1号中「年度国土調査（土地分類調査）費補助金交付申請書」を「年度地籍調査費負担金交付申請書」

に、「国土調査（土地分類調査）を」を「地籍調査事業を」に、「愛媛県国土調査補助金交付規程」を「愛媛県地籍調査費負担金交付規程」に、「補助金 円」を「負担金 円」に改め、同様式2 事業の内容（土地分類調査についての様式）を削り、同様式2 事業の内容（地籍調査についての様式）中「（地籍調査についての様式）」を削り、

「

C	D	E	F
(KB)	(LB)	(FA)	

」を「

C	D	E	F
---	---	---	---

」に改め、同様式

3(1)中「補助事業」を「地籍調査事業」に、「県補助金」を「県負担金」に、「国庫補助金」を「国庫負担金」に改め、

「予算議決年月日 年 月 日」を削り、同様式3(2)中「予算議決予定年月日 年 月 日」

補助事業」を「地籍調査事業」に改め、同様式3(2)注中「国土調査費補助金等交付要綱」を「地籍調査費負担金交付要綱」に改める。

様式第2号中「年度国土調査事業（土地分類調査）の（内容（及び経費の配分変更）中止（廃止）承認申請書」を「年度地籍調査事業の（経費の配分の変更）承認申請書」に、「補助金等

」を「負担金」に、「国土調査（土地分類調査）に」を「地籍調査事業に」に、「事業の内容（及び経費の配分）」を「経費の配分」に改め、同様式（注）中「2及び」を削る。

様式第3号を削る。

様式第4号中「第6条」を「第5条」に、「年度国土調査（土地分類調査）補助金実績報告書」を「年度地籍調査費負担金実績報告書」に、「補助金交付」を「負担金の交付」に、「国土調査（土地分類調査）に」を「地籍調査に」に改め、同様式別紙1 作業別出来高調書（土地分類調査についての様式）を削り、同様式別紙1 作業別出来高調書（地籍調査についての様式）中「（地籍調査についての様式）」を削り、

「

C	D	E	F
(KB)	(LB)	(FA)	

」を「

C	D	E	F
---	---	---	---

」に改め、

同様式別紙2(1)中「補助事業」を「地籍調査事業」に改め、同様式別紙2(2)中「補助事業」を「地籍調査事業」に、「県補助金」を「県負担金」に、「国庫補助金」を「国庫負担金

「 予算議決 年 月 日  
に改め、 予算議決(補正) 年 月 日 を削り、同様式  
予算議決(補正) 年 月 日 」

別紙2(3)中「補助事業」を「地籍調査事業」に改め、

うち協議会補助金				
----------	--	--	--	--

を削り、同様式別紙2(3)注1中「国土調査費補助金等交付要綱」を「地籍調査費負担金交付要綱」に改め、同様式別紙2(3)注2中「国土調査費補助金等交付要綱第6に規定する軽微な変更」を「計画から変更された事項」に改め、同様式別紙

区分

3中 を削り、同様式別紙3(注)中2を削り、3

を2とし、同様式別紙3(注)4中「補助対象経費」を「負担金対象経費」に、「補助対象外」を「負担金対象外」に改め、同様式別紙3(注)4を同様式別紙3(注)3とし、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「第6条」を「第5条」に、 年度国土調査(土地分類調査地籍調査)補助金請求書を「 年度地籍調査費負担金請求書」に、

「 国土調査(土地分類調査地籍調査)補助金に を「地籍調査費負担金に」に、

交付決定	補助金		交付決定	負担金
補助金	精算額		負担金	精算額

同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「第6条」を「第5条」に、「 年度国土調査(土地分類調査地籍調査)補助金の概算払請求書」を「 年度地籍調査費負担金の概算払請求書」に、

「 国土調査(土地分類調査地籍調査)補助金に を「地籍調査費負担金に」に改め、同様式別紙中

区 分	事業費	補助金額		事業費	負担金額
	円	円		円	円
計			計		

改め、同様式を様式第5号とする。

○愛媛県告示第2150号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、松山市南高井土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大割地区)の計画の変更を平成17年11月30日認可した。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2151号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下三谷富田池地区)の施行に平成17年11月25日同意した。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2152号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・上吾川野々窪池地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下吾川野々窪池地区)計画書の写し
  - 伊予市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間  
平成17年12月14日から平成18年1月18日まで
- 縦覧場所  
伊予市役所本庁

○愛媛県告示第2153号

松前町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中川原地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中川原地区)計画書の写し
  - 松前町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間  
平成17年12月14日から平成18年1月18日まで
- 縦覧場所  
松前町役場

○愛媛県告示第2154号

砥部町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・拾町地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96

条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・拾町地区）計画書の写し
  - (2) 砥部町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年12月14日から平成18年1月18日まで
- 3 縦覧場所  
砥部町役場本庁

○愛媛県告示第2155号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
四国中央市川滝町下山字平木丙576の8から丙576の11まで、丙576の13、字船砂古丙581の7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第2156号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成17年12月13日から12月27日まで

○愛媛県告示第2157号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（土地区画整理事業）
- 2 作業期間 平成17年7月1日から平成17年8月31日まで
- 3 作業地域 東温市志津川地域

○愛媛県告示第2158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	西条市丹原町明河第6号384番3から同町明河第6号377番2まで	旧	メートル 9.5~28.0	キロメートル 0.086	
			新	16.5~32.5	0.086	

○愛媛県告示第2159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	西条市丹原町明河第6号384番3から同町明河第6号377番2まで	平成17年12月13日

○愛媛県告示第2160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市吉海町田浦802番2から 同町田浦534番2まで	旧	メートル 4.6～14.0	キロメートル 0.185	
			新	10.0～22.0	0.185	

## ○愛媛県告示第2161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市吉海町田浦802番2から 同町田浦541番まで	平成17年12月26日

## ○愛媛県告示第2162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大下白濁線	今治市関前大下甲65番3地先から 同市関前大下甲1856番3まで	旧	メートル 2.0～6.5	キロメートル 0.051	
			新	5.0～18.0	0.051	

## ○愛媛県告示第2163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大下白濁線	今治市関前大下甲65番3地先から 同市関前大下甲1856番3まで	平成17年12月13日

## ○愛媛県告示第2164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市客乙21番1地先から 同市客甲81番11まで	平成17年12月13日

○愛媛県告示第2165号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市畑寺二丁目1104番から 同市畑寺三丁目329番 3 まで	平成17年12月13日

○愛媛県告示第2166号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村16号31番 2 から 同町野村17号 7 番 5 まで	平成17年12月13日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第85号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成17年12月13日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所 在 地
老人短期入所施設	ショートステイ 星岡	松山市星岡町477番地